

特別遺族給付金について

＜死亡された労働者等のご遺族で
労災保険の遺族補償給付の支給を
受ける権利が消滅した方に対する
救済＞

労働者のご遺族で、時効により労
災保険法に基づく遺族補償給付の
支給を受ける権利が消滅した方
に対して、次の「特別遺族給付金」
が支給されます。

◎ 特別遺族年金

◎ 特別遺族一時金

特別遺族給付金の支給を希望する
ご遺族の方は、労働基準監督署に
相談のうえ、請求手続きを行って
ください。

《お問合せ先》

独立行政法人環境再生保全機構 フリーダイヤル

0120-389-931

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー 9F

大阪支部 TEL：06-6531-3161

環境再生保全機構ホームページ

<http://www.erca.go.jp>

環境省地方環境事務所

<http://www.env.go.jp/region/>

- 北海道事務所（札幌） TEL：011-251-8702
- 東北事務所（仙台） TEL：022-722-2867
- 関東事務所（さいたま） TEL：048-600-0815
新潟事務所 TEL：025-249-7575
- 中部事務所（名古屋） TEL：052-955-2134
- 近畿事務所（大阪） TEL：06-4792-0703
- 中国四国事務所（岡山） TEL：086-223-1581
高松事務所 TEL：087-811-7240
広島事務所 TEL：082-511-0006
- 九州事務所（熊本） TEL：096-214-0332
福岡事務所 TEL：092-437-8851

アスベスト

石綿健康被害救済

制度が3月27日

からスタート

受付は3月20日から



環境省
独立行政法人環境再生保全機構

労災補償の対象とならない方に対する救済給付について

■ 認定の申請や各種給付の請求は、3月20日から受付開始！

○救済給付が受けられる方

アスベスト（石綿）により中皮腫や肺がんになられた方及びこの法律の施行前にこれら疾病に起因して死亡された方のご遺族に対して「救済給付」が支給されます。

*この法律の施行後に、これらの疾病に起因して死亡された場合、生前に認定の申請が行われていなければ、救済給付は支給されません。現在、アスベスト（石綿）による中皮腫や肺がんにかかっている方は、早急に申請することをお勧めします。

○救済給付の内容と給付額

アスベストによる中皮腫や肺がん と認定された方への給付	}	医療費（自己負担分）
		療養手当 （約10万円/月）
		葬祭料（約20万円）

この法律の施行前に死亡された方 のご遺族への給付	}	特別遺族弔慰金 （280万円）
		特別葬祭料 （約20万円）

その他の給付・・・・・・・・・・救済給付調整金

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、
当面は、独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。